

収益認識に係る IASB・FASB 共同 移行リソース・グループの活動内容

はら かん
ASBJ 研究員 原 寛

国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）（以下「両審議会」という。）は、共同で公表した新たな収益認識の会計基準に関して、その適用上の論点を議論するために、移行リソース・グループ（TRG）を組成している。本稿では、2014年10月31日に開催されたTRGの第2回目の会議の概要を紹介する。文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

なお、本会議において、James Kroeker FASB副議長より、FASBとそのスタッフは今

後数か月にわたって、米国の公開企業及び非公開企業を対象に追加のアウトリーチを実施して、新たな収益認識の会計基準について、米国での適用開始時期を延期する必要があるかどうかを評価する旨を発言した。2015年第2四半期までに、延期するかどうかを決定することが予定されている。

今回、5つの論点が新たにアジェンダとして取り上げられた。当該論点の概要とTRGでの議論の要旨は以下のとおりである。

論 点	論点の概要	議論の要旨
①追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション、及び返金不能の前払報酬	当該オプションが「重要な権利」を提供するものか否かの判断（IFRS15.B40）にあたって、顧客との現在の取引以外の要因や定性的要因も考慮すべきかどうか。	概ね、顧客との現在の取引以外の要因（例：同様の顧客階層）や（定量的要因だけでなく）定性的要因も考慮すべきことが同意された。
②契約資産又は契約負債としての契約の表示	単一の契約に複数の履行義務が存在し、それぞれ契約資産と契約負債が計上されている場合、それらをネットして表示すべきかどうか。	概ね、ネットして契約資産又は契約負債として表示すべきことが同意された（すなわち、表示上の会計単位は（履行義務ではなく）契約である）。
③知的財産ライセンスの性質の決定	知的財産ライセンス特有のガイダンス（IFRS15.B58等）の適用範囲、及び同項(a)の「知的財産に著しく影響を与える活動」とは、当該ライセンスの「形式及び機能性」を変化させることが求められるかどうか。	異なる意見やガイダンスの適用上の困難さが示され、実務上のばらつきが生じる可能性が認識された。

④契約の文脈において別個のもの	様々な設例に基づき、それぞれ契約の文脈において別個のものと判断すべきか否か (IFRS15. 27 (b)) を議論した。	特に、他の財又はサービスへの「依存性や相互関連性が高い」か否か (IFRS15. 29 (c)) の判断に関して、ガイダンスの適用上の困難さが指摘された。
⑤契約の強制力と解約条項	契約の存続期間を決定するにあたり、解約条項をどのように評価すべきか。	概ね、論点提出者の主張（解約する際の他の当事者への補償の有無に基づき判断）に対して、反対意見は示されなかった。

以上より、論点③と④に関しては、実務上のばらつきが生じる可能性が認識されたことから、両審議会はこれらに関して追加の明確化の必要性の有無やその内容について、今後検討を行う可能性があるものと思われる。